

## (参考) 令和5年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位: 億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 NISAの抜本的拡充・恒久化	▲150	0
2. 資産課税 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築	70	—
3. 法人課税		
(1) オープンイノベーション促進税制の拡充	▲30	▲30
(2) 研究開発税制の見直し	▲130	▲90
(3) その他の租税特別措置の見直し	50	30
法人課税 計	▲110	▲90
4. 消費課税		
(1) 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設等	▲10	—
(2) 航空機燃料税の税率の見直し	190	—
消費課税 計	180	—
合計	▲10	▲90

※1 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

※2 原子力発電施設解体準備金制度の廃止による増収見込額は130億円(1年当たり)であるが、この準備金制度の廃止と併せて創設される、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(仮称)への廃炉拠出金(仮称)については、法人税法上、損金算入されることとなる。

※3 5年度改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度350億円、初年度20億円(特別会計分を含む)。他方、3年度から5年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲110億円程度(特別会計分を含む)。

※4 ダイレクト納付の利便性の向上によって、令和5年度に帰属する予定であった法人税額の一部(20億円)及び消費税額の一部(30億円)が、納付時期のずれにより、令和6年度税収に帰属することとなる。